

指定居宅サービス、指定介護予防サービス及び指定施設サービス等における食事の提供及び滞在又は居住に係る利用料等について

平成25年 3月25日
保健福祉部高齢対策課

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木県条例第14号。以下「居宅サービス条例」という。）第103条第4項、第154条第4項、第173条第4項、第193条第4項及び第208条第4項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年栃木県条例第15号。以下「介護予防サービス条例」という。）第101条第4項、第136条第4項、第156条第4項、第177条第4項及び第193条第4項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木県条例第16号。以下「介護老人福祉施設条例」という。）第14条第4項及び第46条第4項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年栃木県条例第17号。以下「介護老人保健施設条例」という。）第14条第4項及び第46条第4項並びに指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年栃木県条例第18号。以下「介護療養型医療施設条例」という。）第15条第4項及び第47条第4項の規定に基づき、指定居宅サービス、指定介護予防サービス及び指定施設サービス等における食事の提供及び滞在又は居住に係る利用料等について次のように定め、平成25年4月1日から適用する。

1 食事の提供に要する費用及び滞在又は居住に要する費用

- (1) 居宅サービス条例第154条第3項第1号、第173条第3項第1号、第193条第3項第1号及び第208条第3項第1号、介護予防サービス条例第136条第3項第1号、第156条第3項第1号、第177条第3項第1号及び第193条第3項第1号、介護老人福祉施設条例第14条第3項第1号及び第46条第3項第1号、介護老人保健施設条例第14条第3項第1号及び第46条第3項第1号並びに介護療養型医療施設条例第15条第3項第1号及び第47条第3項第1号の食事の提供に要する費用については、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者又は指定施設サービス等事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。
- (2) 居宅サービス条例第154条第3項第2号、第173条第3項第2号、第193条第3項第2号及び第208条第3項第2号、介護予防サービス条例第136条第3項第2号、第156条第3項第2号、第177条第3項第2号及び第193条第3項第2号、介護老人福祉施設条例第14条第3項第2号及び第46条第3項第2号、介護老人保健施設条例第14条第3項第2号及び第46条第3項第2号並びに介護療養型医療施設条例第15条第3項第2号及び第47条第3項第2号の滞在又は居住に要する費用については、法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第

4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者又は指定施設サービス等事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。

2 居宅サービス条例第154条第3項第3号、第173条第3項第3号、第193条第3項第3号及び第208条第3項第3号、介護予防サービス条例第136条第3項第3号、第156条第3項第3号、第177条第3項第3号及び第193条第3項第3号、介護老人福祉施設条例第14条第3項第3号及び第46条第3項第3号、介護老人保健施設条例第14条第3項第3号及び第46条第3項第3号並びに介護療養型医療施設条例第15条第3項第3号及び第47条第3項第3号の利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用、並びに居宅サービス条例第154条第3項第4号、第173条第3項第4号、第193条第3項第4号及び第208条第3項第4号、介護予防サービス条例第136条第3項第4号、第156条第3項第4号、第177条第3項第4号及び第193条第3項第4号、介護老人福祉施設条例第14条第3項第4号及び第46条第3項第4号、介護老人保健施設条例第14条第3項第4号及び第46条第3項第4号並びに介護療養型医療施設条例第15条第3項第4号及び第47条第3項第4号の利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用については、厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成12年3月30日厚生省告示第123号)によるものとする。

3 1及び2のほか、指定居宅サービス、指定介護予防サービス及び指定施設サービス等における食事の提供及び滞在又は居住に係る利用料等については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年9月7日厚生労働省告示第419号)によるものとする。